

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学マスコットキャラクターの使用に関する要項

〔平成30年 6月19日〕
学 長 裁 定
改正 令和 2年10月 1日
改正 令和 4年 4月 1日

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学(以下「本学」という。)のマスコットキャラクター(以下「キャラクター」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(キャラクター)

第2 キャラクターの形状及び色彩は、別に定めるものとする。

(使用申請)

第3 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、事前に国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学マスコットキャラクター使用申請書(別紙様式)を学長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 本学の役員及び職員が職務のため又は学生が学業のために、本学における各種活動の配布物、出版物等及び名刺に使用するとき。
- 二 新聞、テレビ等報道機関が報道のために使用するとき。

(使用許可)

第4 学長は、第3に規定する申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を許可するものとする。

- 一 本学の信用又は品位を傷つけ、又はそのおそれがある場合
- 二 公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- 三 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがある場合
- 四 その他学長が適当でないと認める場合

(契約の締結)

第5 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申請者とキャラクターの使用に関する契約(以下「使用契約」という。)を締結するものとする。

- 一 キャラクターを使用した商品を販売する目的で使用する場合
- 二 その他営利目的でキャラクターを使用する場合

(使用料)

第6 キャラクターの使用料は、無料とする。ただし、前条の規定により使用契約を締結した者は、当該使用契約で定める使用料を納付しなければならない。

(遵守事項)

第7 キャラクターの使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 別に定めるマニュアルの内容

二 本学の同意なしに第三者に使用させないこと。

(使用の許可の取消し又は停止)

第8 キャラクターの使用に当たり、この要項に違反し、又はその趣旨に違反すると認められるときは、学長は、使用許可の取消し又は使用の停止を求めることその他の措置をとることができるものとする。

(損失補償等の責任)

第9 本学は、キャラクターの使用又は使用許可の取消し等により損害が生じた場合の補償等について、一切の責任を負わない。

(事務)

第10 キャラクターの使用に関する事務は、広報室において行う。

(その他)

第11 この要項に定めるもののほか、キャラクターの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

別紙様式

年 月 日

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学長 殿

申請者

(住所)

(団体名)

(氏名)

(連絡先電話番号)

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学
マスコットキャラクターの使用申請書

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学マスコットキャラクターの使用の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、使用に当たっては、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学マスコットキャラクターの使用に関する要項を遵守します。

記

- 1 使用の目的・方法等（具体的に使用イメージ図を添付のこと。）
- 2 使用開始希望年月日 年 月 日
- 3 その他（使用期間・使用場所等）